

議第12号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築基準法の改正等に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。					(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				
種類		1件につき	件数区分等		種類		1件につき	件数区分等	
(1)の部～(39)の部 (略)					(1)の部～(39)の部 (略)				
(40) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査(右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分(移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分)による。)ただし、 <u>構造計算適合性判定が必要となる建築物については、国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて安全性を確かめた場合は108,000円を、その他のものによつて安全性を確かめた場合は157,000円を当該建築物一につき加算するものとする。</u>	30㎡以下のもの	5,000	1申請をもつて1件とする。	(40) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査(右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分(移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分)による。)	30㎡以下のもの	5,000	1申請をもつて1件とする。
		30㎡を超え100㎡以下のもの	9,000				30㎡を超え100㎡以下のもの	9,000	
		100㎡を超え200㎡以下のもの	14,000				100㎡を超え200㎡以下のもの	14,000	
		200㎡を超え500㎡以下のもの	19,000				200㎡を超え500㎡以下のもの	19,000	
		500㎡を超え1,000㎡以下のもの	34,000				500㎡を超え1,000㎡以下のもの	34,000	
		1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	48,000				1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	48,000	
		2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	140,000				2,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	140,000	
		10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	240,000				10,000㎡を超え50,000㎡以下のもの	240,000	
		50,000㎡を超えるもの	460,000				50,000㎡を超えるもの	460,000	
		工作物の築造に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査の項～法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)					工作物の築造に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査の項～法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)		
(40)の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(法第17条第1項に規定する特定建築物(同条第4項の規定による適合通知の申出をする特定建築物で、当該建築物について建築基準法第6条第1項の規定による確認	国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて安全性を確かめたもの	108,000	1棟につき1件とする。	(40)の2 削除				

平成18年法律第91号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	の申請をする場合において同条第5項の規定による構造計算適合性判定を必要とするものに限る。)の建築等の計画の認定の申請に対する審査	その他のものによつて安全性を確かめたもの	157,000																																																				
(40)の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下この部において「法」という。)の施行に関する事務	法第19条第1項に規定する鳥獣の飼養の登録の項～法第19条第6項に規定する鳥獣の飼養の登録に係る登録票の再交付の項 (略)	1申請をもつて1件とする。																																																					
(40)の4の部 (略)				(40)の4の部 (略)																																																			
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合	一戸建て住宅に係る部分 (略) 一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)	1申請をもつて1件とする。																																																			
(40)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び法第	長期優良住宅建築等計画認定手数料	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関 (以下この部において「登録住宅性能評価機関」という。)が法第6条第1項各号に掲	一戸建て住宅に係る部分 (略) 一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)	1申請をもつて1件とする。																																																			

8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査

8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における変更の認定の申請を除く。）に対する審査

げる基準に適合することを証する適合証を添付する場合

登録住宅性能	一戸建て住宅	22,000 円
評価機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（知事が定めるものに限る。）を添付する場合	一戸建て住宅以外の住宅	1棟の戸数が5以下のもの
		62,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が5を超え10以下のもの
		95,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が10を超え25以下のもの
		174,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が25を超え50以下のもの
		294,000 円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

	その他の場合	一戸建て住宅に係る部分 (略)
		一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)
		長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項 (略)
(40)の6の部～(59)の部 (略)		

	その他の場合	1棟の戸数が50を超え100以下のもの	449,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が100を超え200以下のもの	811,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が200を超え300以下のもの	1,104,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
		1棟の戸数が300を超えるもの	1,334,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	その他の場合	一戸建て住宅に係る部分 (略)	
		一戸建て住宅以外の住宅に係る部分 (略)	
長期優良住宅建築等計画変更認定手数料の項 (略)			
(40)の6の部～(59)の部 (略)			

備考

1～4 (略)

5 (40)の5の部に規定する審査において、申請に係る計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を要する建築物が含まれている場合は、構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料を加算する。

6～11 (略)

12 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、低炭素建築物新築等計画に建築基準法第6条第5項又は第18条第4項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査を要する建築物が含まれている場合は、構造計算適合性判定を受けるために納付すべき手数料を加算する。

2 (略)

附 則

この条例中第2条第1項の表(40)の3の部の改正は平成27年5月29日から、同表(40)の部、(40)の2の部及び備考の改正は同年6月1日から、同表(40)の5の部の改正は規則で定める日から施行する。

備考

1～4 (略)

5～10 (略)

2 (略)